

保管中農産物補償共済

青色申告農家の方 は補償が更に充実している **収入保険** への加入をオススメします。

補償の範囲

建物に保管中の農産物または運送中の農産物

※保管中とは、販売目的及び自家消費向けの保管のことをいいます。乾燥・調整等の作業中で建物内にあるものも対象となります。
 ※専ら運送サービスを提供する者による運送は除きます。
 ※他人から預かった農産物は補償の対象外となります。

補償される農産物

農作物共済、畑作物共済、果樹共済に加入している農産物

農作物共済		畑作物共済		果樹共済	
水稲・陸稲	麦	大豆	スイートコーン	かぼちゃ	梨
			 ※組合等による	 ※組合等による	

支払対象となる主な災害

建物に 保管中	 火災	 落雷	 破裂・爆発	 建物外部からの 落下・衝突等	 給排水設備の事故等 による水ぬれ
	 騒乱・集団行動 による破壊	 盗難による盗取 または、き損・汚損	 自然災害 水害	 自然災害 風害	 自然災害 地震 <small>加入金額の 30%程度</small>
運送中	 火災	 破裂・爆発	 衝突・墜落及び転覆 (荷崩れを除く)		

補償のタイプと掛金

項目	Aタイプ (一時保管向け)	Bタイプ (通年保管向け)
補償期間 【開始日の午後4時～終了日の午後4時まで】	連続する120日間	1年間
1品目・1口当たり共済金額	100万円	100万円
1品目・1口当たり共済掛金	2,500円	6,500円

共済金のお支払い

保管中又は運送中の農産物に1万円以上の損害が発生した場合、共済金額を限度として農産物の損害の額をお支払いします。

地震等事故の場合は損害の額の30%が限度となります。(1品目・1口当たり30万円程度)

$$\text{損害の額} = \text{被害数量} \times \text{1kg当たりの価額}^{\ast 1}$$

※1 農林水産大臣が告示する1kg当たり共済金額の最高額を使用します。
令和2年産主食用米の告示額186円/kg、用途が主食用以外の場合は、用途ごとの単価を使用します。

支払例

納屋に泥水が流れ込み、
保管中の玄米（1口・100万円加入）に損害が発生

被害を受けた玄米が3,000kg(50俵)の場合

損害の額 3,000kg × 186円 = 558,000円

共済金 558,000円

被害を受けた玄米が6,000kg(100俵)の場合

損害の額 6,000kg × 186円 = 1,116,000円

共済金 1,000,000円

●お問い合わせ、お申し込みは●

担当者